

健康保険被扶養者異動届

※太枠内はすべてご記入ください。

部 長	課 長	課長補佐	チ ー フ	担 当

事 業 所 の 名 称				記 号	番 号	被保険者氏名 ※必ず□に✓を付してください。		性別
						☐ 健康保険法施行規則第38条による被扶養者の届出をします。		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)					資格取得年月日	令和 年 月 日	
住民票 住 所	〒 —					現在の報酬月額	千円	
	電話 ()							
配偶者の有・無			有の場合は配偶者が加入している社会保険に✓を付け、今後1年間の収入見込みを必ずご記入ください。(配偶者が既に扶養認定済みの場合は省略可)			過去1年間の給料以外の収入	円	
			☐ 健康保険 ☐ 国保 ☐ 共済		年収 万円			

※資格確認書発行要否欄について
資格確認書の発行は、以下に該当する場合に限ります。(原則としてマイナ保険証をご使用ください)
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

増減の別	被扶養者の氏名・カナ	コード 続 柄	生 年 月 日	職業又は 学年など	世帯 状況	扶 養 開始 削除 の理由	回収欄(削除の場合)	資格確認書 発行要否欄	認定又は削除の年月日 (記入不要)
増 減	フリガナ		昭 平 令 (歳)		同居 別居	(令和 . .)	・健康保険証 枚 ・資格確認書 枚	☐ 発行が必要 ※	令和 . .
個人番号		—	—		←増の場合は記入が必要です。減、訂正等の場合は記入不要です。				
増 減	フリガナ		昭 平 令 (歳)		同居 別居	(令和 . .)	・健康保険証 枚 ・資格確認書 枚	☐ 発行が必要 ※	令和 . .
個人番号		—	—		←増の場合は記入が必要です。減、訂正等の場合は記入不要です。				
増 減	フリガナ		昭 平 令 (歳)		同居 別居	(令和 . .)	・健康保険証 枚 ・資格確認書 枚	☐ 発行が必要 ※	令和 . .
個人番号		—	—		←増の場合は記入が必要です。減、訂正等の場合は記入不要です。				
増 減	フリガナ		昭 平 令 (歳)		同居 別居	(令和 . .)	・健康保険証 枚 ・資格確認書 枚	☐ 発行が必要 ※	令和 . .
個人番号		—	—		←増の場合は記入が必要です。減、訂正等の場合は記入不要です。				

〒 —	
事業所所在地	
事業所名称	
事業主名	
電 話	(局) 番

必ず事業主確認欄の✓をお願いします。

事業主 確認欄	この申請・届出については、次の要件を満たしたものである。
☐	被保険者(本人)の申請意思と記載内容に誤りがないか本人が確認している。または被保険者(本人)が作成したものである。

続柄コード表		
直系尊属	11	父
	12	母
	13	祖父
	14	祖母
	15	曾祖父
	16	曾祖母
配偶者	21	夫
	22	妻
	99	内縁の妻
子(男)	31	長男
	32	二男
	33	三男
	38	養子(男)
子(女)	39	その他子
	41	長女
	42	二女
	43	三女
その他(男)	48	養子(女)
	49	その他子
	17	養父
	51	兄
	53	弟
	55	孫(男)
	65	甥
	71	義父
その他(女)	73	義祖父
	75	義兄
	77	義弟
	18	養母
	52	姉
	54	妹
	56	孫(女)
	66	姪
	72	義母
	74	義祖母
	76	義姉
	78	義妹

- 【記入上の注意事項】
1. 事実が発生した日から5日以内に添付書類を整備して提出してください。(添付書類の整備に時間を要す場合は事実発生日から一ヶ月以内に提出してください。一ヶ月を超える場合は、任意の書式で遅延理由書を作成し、提出してください。)
 2. 事実発生日が確認できない場合は、当組合受付日が扶養認定日となります。
 3. 届出には、住民票上の住所・氏名(漢字・フリガナ)・生年月日を記入してください。
 4. 扶養開始・削除の理由を必ず記入してください。(出生・死亡・離職・就職・同居の開始等)
 5. 扶養開始日・削除日を記入してください。※例(扶養開始：出生(出生日)・退職(退職日の翌日)/扶養削除：就職(入社日)・死亡(死亡日の翌日))
 6. 扶養から削除する場合で保険証・資格確認書をお持ちの場合は必ず添付いただき、回収欄に枚数を記入してください。紛失の場合は滅失届を添付してください。
 7. 個人番号欄は新たに扶養になる場合には、もれなく記入してください。減の届の場合は不要です。
- 【届出に際しては必ず裏面を確認し不備のないようにお願いします。】
- ※ 扶養申請書類の虚偽記載等が判明した場合は、遡及して扶養認定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

東京電子機械工業健康保険組合

受付印

【必ずお読みください】

※健康保険法上の被扶養者（扶養家族）とは、三親等内の親族であり、主に被保険者の収入によって生計が維持されている者をいいます。従って、扶養義務者であることや、退職して社会保険に加入していないこと等の理由のみでは被扶養者として認定は受けられません。同居、別居に関わらず、被保険者が扶養家族となる方の生計を主として維持しているかどうかを確認のうえ認定します。

※国内居住要件について

原則として日本国内に住所を有していることが必要です。ただし、以下の場合は証明書類等を添付していただくことにより、申請することができます。

- ・外国において留学をする学生・・・査証、学生証、在学証明書等
- ・外国に赴任する被保険者に同行する者・・・査証、海外赴任辞令等
- ・観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者・・・査証、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティア参加同意書の写し等

※被扶養者に収入がある場合について

今後1年間の収入の見込が130万円未満＝月額108,334円未満＝日額3,612円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円未満＝月額150,000円未満＝日額5,000円未満）であること。（今後1年間の収入は、過去の収入、現時点の収入または将来の収入見込みなどから、総合的に将来収入の見込みを判断いたします。）
夫婦共働きの場合は、今後1年間の収入の見込みが多い方の扶養者となります。

※失業給付・傷病手当金・出産手当金等を受給している場合

扶養認定基準を超える失業給付等を受給している期間は扶養認定できません。また、マイナバー制度における情報連携等により、扶養認定基準を超える失業給付等を受給していることが判明した際は、受給開始日に遡って削除となりますのでご了承ください。

◎届出上の注意事項

被扶養者認定の際に必要な主な書類は、右記の「主な添付書類一覧表」をご参照ください。必要に応じて追加の書類をご提出いただく場合もありますので、ご了承ください。

<主な添付書類>

【配偶者と婚姻の場合】

- 入籍日を証明する公的書類（婚姻届受理証明書の写、戸籍謄本の写等）

【外国籍の方】

- 世帯全員と記載のある住民票の写（続柄や在留資格等の省略のないもの）

【障害者年金を受給している方】

- 障害者年金の支払決定通知書の写（年金未支給者は障害者手帳の写）

【自営業・農業・不動産収入を得ている方】

- 直近の確定申告書一式（青色申告決算書を含む）の写。廃業した場合は、廃業届の写
自営業者の収入は総収入から直接的経費を引いた額であり、税法上の所得ではありません。

【特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所されている方】

- 年金・恩給等の支払決定通知書の写
- 扶養申請対象者が施設入所をしている証明の写
- 扶養義務者である被保険者が施設費用を負担していることが確認できる書類の写

【扶養認定後に世帯状況（同居・別居）が変更になる場合】

- 別紙「住民票住所変更届 兼 同居・別居変更届」をご提出ください。

【主な添付書類一覧表】

○下記一覧表に基づき、必要な添付書類を提出してください

※ただし、生活状況など総合的に判断し、生計維持関係を確認する上で必要と判断される場合は別途必要書類が発生する可能性があります。

			被扶養者異動届	現況書	収入関係書類	生活状況関係書類	
						同居	別居
配偶者			○	○	A 参照（※1）		B 参照
子	16歳以上	学生	○		A 参照		B 参照
		その他	○	○	A 参照		B 参照
	16歳未満※2		○				B 参照
父母（祖父母）			○	○	A 参照	B 参照	B 参照
義父母（義祖父母）			○	○	A 参照	B 参照	非認定
兄弟姉妹・孫	16歳以上	学生	○	○	A 参照	B 参照	B 参照
		その他	○	○	A 参照	B 参照	B 参照
	16歳未満※2		○	○		B 参照	B 参照

※1 被保険者の入社と同時に過去2年間無職無収入の配偶者に限り「課税・非課税証明書」は省略可

※2 16歳未満であっても高校生等の場合は学生証（写）が必要です

A 収入関係書類一覧表

今現在収入がある	YES →	年金収入（企業年金・遺族年金等含む）	年金振込通知書(写)
NO	↓	給与収入（パート・アルバイト等）	直近給与明細3か月分写（3ヶ月未経験の場合は雇用契約書写）
↓		自営業	直近の確定申告書一式（青色申告決算書を含む）（写）
↓		失業給付	雇用保険受給資格者証(写)
↓		その他	その他収入額の確認可能な書類
← 注：過去2年以内に職歴がある場合は職歴に関する書類も必要です			

下記のいずれか該当する項目の書類が必要です

学生	学生証(写)もしくは在学証明書(写)
職歴は無く、過去2年間無職無収入	最新の課税非課税（所得）証明書(写)
退職	離職票・退職証明書・源泉徴収票(写)など
失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証（写）
その他	収入がなくなったことわかる書類(傷病手当満了通知書写、廃業届写など)

B 生活状況関係書類一覧表

子または配偶者	YES →	別居の理由が「学生」または「単身赴任」	YES →	現況書・学生証(写)
NO	↓		NO →	現況書
				続柄等の省略が無い世帯全員と記載のある住民票写
				送金証明直近3か月分※
同居している	YES →			続柄等の省略が無い世帯全員と記載のある住民票写
NO	↓			現況書
				続柄等の省略が無い世帯全員と記載のある住民票写
				続柄が確認できる公的書類写（戸籍謄本写等）
				送金証明直近3か月分※

※手渡しは客観的な証拠がありませんので、認められません。